

# 京大タテカン訴訟ニュース

第4号 2022年5月20日



Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

## 第4回口頭弁論が開かれる

**概要** 2022年5月13日14時00分から、京都地方裁判所101号法廷において、京大職組を原告、京都市および京都大学を被告とする損害賠償請求訴訟の第4回口頭弁論が開催されました。弁論では被告からそれぞれの第2準備書面が提出・陳述され、弁護団からは原告の主張を記した第8「準備書面」の内容が口頭でも陳述されました。なお裁判長はそのままですが、他の裁判官に異動による交代がありました。

口頭弁論終了後、京都弁護士会館地下大ホールにて報告集会を開催し、今回の原告の主張内容や今後の見通しを紹介しました。会場でのご参加のほか、Zoomでのご参加も賜り、支援者のみなさまやご注目くださっている方々に厚く御礼申し上げます。

**私たちの指摘** 被告側の書面に対する原告の詳しい反論は次回口頭弁論で行う予定ですが、原告は今回それと別に2点を主張しました。1つは、京都大学によるタテカン強制撤去が京都市からの数年間にわたる行政指導に対応するために行われたとされている

にもかかわらず、その行政指導の記録の開示を被告らが拒否し内容を隠ぺいしているのは不当だということです。

もう1つは、京都大学が「今出川通り沿いには1㎡も掲示を出せない」として労働組合の2㎡未満の掲示ボードを2度にわたり強制撤去したことについて、条例の規制が合憲だったとしても15㎡までは掲出が可能であり現に今出川通りの向かい側の住宅地では道路と道路の間に15㎡まで商業広告が出ていることなどを指摘するものです。

**被告らの態度** この2つ目の点は現地に行ったことのある人ならば誰でもたちどころにわかる真っ赤な嘘であり、ここにも掲載しましたとおり証拠の写真もあります（第8準備書面から転載）。

第1点について、今回の口頭弁論では京都市・京都大学とも、「情報開示を拒否する方針であり、拒否する理由を次回述べる」と言っています。

こうした態度は、税金を使って運営されている司法制度をないがしろにするものではないでしょうか。

## 京都市の主張

**何のための条例か** そもそも問題となっている京都市条例は景観を保護するものです。本来、表現の自由や営業の自由は憲法上の権利ですが、それを一定の範囲で制約し、労働組合や学生によるものなどの非営利の広告物については特別の配慮が条文に明記されています。

景観はヘリコプターやドローンから見るのではなく、地面を通行する人にとってのものが保護の中心であるはずですが。したがって原告が

◀ 京大職組撮影・2021年11月祭の看板今出川通りの北側（百万遍郵便局前）からもよく見えるように設置されている



主張するとおり、道路に沿って規制が行われる場合には、道路の長さあたりに見える広告物の面積を一定以下にして、景観保護と表現の自由・営業の自由とのバランスを図らなければなりません。

ところが現在の京都市条例は、距離にかかわらず、道路と道路との間に 15 m<sup>2</sup>まで（今出川通り）とする制限を設けています。これに従って、京大の向かい側の住宅や商店には、ある程度の商業広告が出されています。これも通ったことのある方ならばみなさんご認識でしょう。しかし、この規制方法では、広大な敷地を擁する京大側には、道路の向かい側と同程度の掲示は出せないこととなります。京大には商業広告はないのですから、本来は表現の自由がより厚く保護されなければならないのに、不均衡と著しい不公平が生じています。

京都市は今回の準備書面で、「距離に応じた面積規制にすると、道路の間隔が狭い所では掲示をほとんど出せない主体が出てしまう」と読める趣旨を述べています。これは、もはや何を規制しているのが京都市自身で全くわからなくなっている状態です。本条例は、景観を保護するために営業の自由や表現の自由を制限しているのであって、不動産の利用者が商業広告を平等に掲出する権利を保障するものではありません。京都市の言い分は、「1 法人 1 枚」のような、景観保護とも表現の自由とも全く関係のない倒錯した基準を念頭に置いているとしか考えられません。



▲ 京大職組撮影・2021 年 11 月祭の看板 合計面積は 20 m<sup>2</sup>を超えている

## 京大法人の主張

**事実を認めた** タテカンに関するこれまでの団体交渉においては、担当理事が、職員組合の掲示は労使慣行として確立していたという歴史的事実を「もちろんです。」と明言して認めていました。その録音は労使合意の上で共有されています。ところが裁判が始まり、1 つ前の準備書面で、京大法人は「労使慣行の確立を認めたことはない」とし、明らかな嘘を主張しました。もちろん組合側は、証拠を挙げてこれに反論しました。そうすると京大法人は、今回の準備書面で、「認めたのは百万遍の 1 枚だけである」と主張してきました。しかし、団体交渉において百万遍の掲示ボードだけが特別扱いして論じられたことはありません。しかも、京大法人は労使慣行の確立を認めたまさにその 1 枚を、2 度にわたって強制撤去しているのです。いずれにしてもその 1 枚については、京大法人は「負けを認めた」に等しい状況に追い込まれました。

**明白な虚偽** 京大法人はさらなる嘘を新たに主張しています。「11 月祭の学生のタテカンが、敷地内にある道路から見えない」旨述べているのです。写真に明らかなおとおり、11 月祭の看板は明らかに道路に見せるように設置されていますし、しかも合計 20 m<sup>2</sup>を超えています。東一条通りの新入生歓迎のタテカンも、合計面積にかかわらず掲示されていたことは、通った方であればご記憶でしょう。

## 今後の見通し

この後 6 月 8 日の弁護団会議を経て、次回の口頭弁論は、**2022 年 7 月 12 日（火）14 時 00 分**から京都地裁 101 号法廷で行われます。

ぜひ、引き続きのご注目と応援をよろしく願います。

（文責・クラウドファンディングプロジェクト代表  
・副委員長 高山佳奈子）